

学内研究者に対する一時支援の募集（平成29年度後期）

副学長 猪崎 弥生

本学では男女共同参画の観点に立ち、研究者本人又は配偶者の妊娠中や出産後、親族の介護や病気看護に携わる学内研究者の一時支援を平成22年度に開始し、平成28年度は延べ11名の研究者の支援を行いました。平成29年度後期の本支援事業による支援対象者を下記のように募集します。

(1) 支援対象者要件

- ①本学に所属する常勤の教員であること（性別不問、任期付き教員・リサーチフェローを含む）
- ②以下の1)～5)のいずれかにあてはまること
  - 1) 親族（配偶者及び2親等まで）を介護中であること（要介護段階が「要支援」または「要介護」）
  - 2) 親族（配偶者及び2親等まで）を病気看護中であること
  - 3) 妊娠中（本人または配偶者、産前休暇中を除く）
  - 4) 未就学児養育中（本人または配偶者の産後休暇明け、もしくは育児休暇明けから養育児が就学する前まで）
  - 5) 上記1)～4)以外で特に支援が必要な状況であること

(2) 支援期間

- ・平成29年10月から平成30年3月までの期間中、連続的な6か月以内とする（ただし、途中で支援要件に該当しなくなった場合、支援が受けられるのは要件に該当しなくなった月の翌月までとします）

(3) 支援内容とその範囲

- ・採択予定人数は5名程度
- ・被支援者の教育・研究活動を技術的・事務的に支援するための補助者（外部委託、アルバイトなど）への謝金として使用できる
- ・補助者の任用は連続する6か月以内とし、週10時間を上限とする
- ・補助者への交通費は支給しない
- ・補助者は原則として被支援者が探すこと（ただし、見つからないときはグローバルリーダーシップ研究所が相談を受けます）
- ・これまでに一時支援を受けた研究者も応募できる。

(4) 提出書類

- ① 申請書（PDF／Word）
- ② 支援対象者要件②を証明する書類等の写し（介護段階を証明する書類、出産予定日が分かるもの、未就学児養育中であることが分かるもの、親族の病気看護中であることを証明する書類（診断書等）の写し）
- ③ 支援対象者要件5)により申請を行う場合、その理由を証明する文書等

(5) 提出先

お茶の水女子大学 企画戦略課(男女共同参画推進担当) (本館1階117室)  
封筒に「学内研究者に対する一時支援応募書類在中」と朱記し、宛先は「お茶の水女子大学 副学長 宛」とすること。

(6) 審査

提出された書類を基に、審査委員会による審査を経て支援の可否を決定する。  
審査結果は、支援開始1週間前をめどに申請書に記載された連絡先へ連絡する。

(7) 問合せ先

〒112-8610 東京都文京区大塚2-1-1 お茶の水女子大学 企画戦略課課長(広報担当) 富山 弘  
電話番号：03-5978-5336 E-mail：danjo@cc.ocha.ac.jp

(8) 提出期限

平成 29 年 8 月 24 日 (木) 12 : 00 (厳守) 平成 29 年 10 月 1 日以降支援開始

※ 平成 30 年度前期の募集は平成 30 年 2 月頃を予定

◎一時支援(随時受付型)のお知らせ：年度中 2 回募集される定期の支援事業の他に、支援が必要となった方を対象とした「学内研究者に対する一時支援(随時受付型)」の募集は随時行っております。支援要件等は定期の募集と同じです。